

平成29年9月25日
農 林 水 産 省

東日本大震災について ～米国による日本産食品の輸入規制の緩和について～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う米国による日本産食品の輸入規制について、今般、以下のとおり緩和されましたので、お知らせします。

- 岩手、宮城、福島、栃木及び群馬県産の牛乳・乳製品（輸入停止品目を除く）について、米国の食品安全基準に違反していないことの証明が不要となりました。

なお、緩和後の輸入規制の内容について、以下のとおり農林水産省のホームページに掲載しました。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/usa_shoumei.html

お問合せ先
食料産業局 輸出促進課
担当者：鎌川、諸岡
代表：03-3502-8111（内線4309）
ダイヤルイン：03-6744-2061
FAX：03-6738-6475